(3)　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結して、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項及び業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置等を定めて公表し、当該契約に従って電子決済等代行業を行わなければならないこととした。（第五二条の六一の一〇関係）

(4)　銀行は、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準を作成・公表し、その基準を満たす電子決済等代行業者に対し不当に差別的な取扱いを行ってはならないこととした。（第五二条の六一の一一関係）

(四)　監督規定の整備

電子決済等代行業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の監督規定を設けることとした。（第五二条の六一の一二～第五二条の六一の一八関係）

(五)　認定電子決済等代行事業者協会に関する規定の整備

電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、電子決済等代行業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定電子決済等代行事業者協会に関する規定を設けることとした。（第五二条の六一の一九～第五二条の六一の二九関係）

2　外国銀行支店の事業年度に関する特則

外国銀行支店に係る事業年度について、現状の四月一日から翌年三月三一日までの事業年度又は外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間とすることとした。（第四七条の四関係）

3　銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には当該変更届出を不要とすることとした。（第五二条の三九関係）

二　農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正関係

1　電子決済等代行業に係る制度整備

銀行法の電子決済等代行業の制度整備に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

2　その他

(一)　信用金庫電子決済等代行業者等は、信用金庫連合会等の会員である信用金庫等が同意をしている場合には、当該信用金庫連合会等との間で契約を締結し、信用金庫電子決済等代行業等を行うことができることとした。（信用金庫法第八五条の七等関係）

(二)　信用金庫連合会等が行う業務の付随業務として、会員である信用金庫等の電子決済等代行業に係る契約の締結及び基準の作成業務を加えることとした。（信用金庫法第五四条等関係）

(三)　銀行法において電子決済等代行業の登録を受けた者が信用金庫等と接続して電子決済等代行業を行おうとするときは、登録を受けることなく、届出書の提出のみで足りることとした。（信用金庫法第八五条の一一等関係）

三　附則

1　この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して六ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができることとした。（附則第二条関係）

2　施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務を猶予することとした。（附則第二条関係）

3　銀行等は公布の日から起算して九ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこととした。（附則第一〇条関係）

4　電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業等に係る契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこととした。（附則第一一条関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（法律第五〇号）（国土交通省）

一　通訳案内士法の一部改正関係

1　通訳案内士の資格の名称及び区分

通訳案内士の資格について、全国通訳案内士に名称を変更するとともに、地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする地域通訳案内士の資格区分を設けることとした。（第二条関係）

2　全国通訳案内士

(一)　全国通訳案内士試験の筆記試験の科目に、通訳案内の実務を追加することとした。（第六条第二項関係）

(二)　全国通訳案内士は、国土交通省令で定める期間ごとに、登録研修機関が実施する通訳案内研修を受けなければならないこととした。（第三〇条第一項関係）

(三)　全国通訳案内士でない者は、全国通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないこととした。（第五二条関係）

3　地域通訳案内士

(一)　国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び活用に関する地域通訳案内士育成等基本指針を定め、市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光庁長官の同意を得て、地域通訳案内士育成等計画を定めることができることとした。（第五三条及び第五四条関係）

(二)　地域通訳案内士育成等計画について観光庁長官の同意を得た市町村又は都道府県が行う地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有することとした。（第五五条関係）

(三)　地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないこととした。（第六〇条関係）

二　旅行業法の一部改正関係

1　定義

(一)　旅行サービス手配業とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）を行う事業をいうこととした。（第二条第六項関係）

(二)　旅行サービス手配業務とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う(一)の行為をいうこととした。（第二条第七項関係）

2　旅行業務取扱管理者

(一)　旅行業者等が、旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅行業務取扱管理者は、複数の営業所を通じて一人で足りることとした。（第一一条の二第五項関係）

(二)　本邦内の旅行業者のうち営業所の所在する市町村その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあっては、当該営業所の所在する地域に係る地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任することができることとした。（第一一条の二第六項関係）

(三)　旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならないこととした。（第一一条の二第七項関係）

(四)　旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務取扱管理者試験を追加することとした。（第一一条の三第二項関係）

3　通訳案内士に係る旅行業者等の義務

(一)　旅行業者等が取引条件を説明するとき旅行者に対して交付する書面の記載事項として、全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無を追加することとした。（第一二条の四第二項関係）